

平成23年(ヨ)第82号 敦賀発電所再稼働禁止仮処分命令申立事件
債権者 辻 義則 外45名
債務者 日本原子力発電株式会社

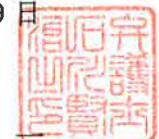
主張書面

平成24年11月19日

大津地方裁判所 民事部保全係 御中

債権者ら訴訟代理人弁護士

井 戸 謙



代

同 吉 原 稔



同 吉 川 実



同 石 川 賢 治



同 向 川 さ ゆ り



同 石 田 達 也



同 永 芳 明



同 高 橋 陽 一



同 荻 立 明



同 脇 田 喜 智 夫



同 渡 辻 輝 人



同 高 橋 典 明

弁護士井戸謙一復代理人

同 加 納 雄 二



代

第1 耐震バックチェックについて

1 債務者は、新耐震設計審査指針に基づくバックチェックの過程で、改めて実施した地質調査の結果を踏まえて活断層の評価を改め、敦賀原発の基準地震動を、旧耐震設計指針下の S2（設計用限界地震による地震動）53.2 ガルからと新耐震設計指針下の Ss 800 ガルにかさ上げした。

債務者は、バックチェックの過程で、それまで市民の側から指摘されていながら頑なに否定してきた活断層の存在、すなわち、浦底断層が活断層であること、南方海域だけではなく陸域にも伸びていること、白木一丹生断層が活断層であること、これが北方海域だけでなく陸域にも伸びていること等を認めるに至った。多くの市民は、債務者がある程度市民側の主張を取り入れるに至ったことから、まだまだ不満を残しつつも、債務者に原発の安全性を大切にする姿勢が出てきたと受け止め、ある程度の安心感を抱いた。

2 ところが、債務者の平成24年10月12日付準備書面によって、衝撃の事実が明らかになった。債務者は、基準地震動かさ上げに伴い、何らの耐震補強工事をしていないのである。新耐震設計審査指針に照らしても、各原発の耐震安全性が確保されることが確認されたことがその理由であるという。市民たちは裏切られた。債務者が基準地震動をかさ上げしたのは、安全に配慮したからではなかった。これによって、債務者は、安全性を高めたのではなく、安全余裕を吐き出しただけなのである。債務者は、安全に配慮したかのような姿勢を見せながら、その実、原発は全く安全になつていなかつたのである。

債務者が旧耐震設計審査指針時代、活断層に関する市民側の指摘を取り入れることを頑なに拒んでいたのは、コストの問題であったと推測できる。しかし、耐震バックチェックの段階で、債務者は、安全性に配慮するポーズをとることと、コストをかけないことを両立する方法を見出した。それが、安全余裕を吐き出すことだったのである。

平成19年7月16日、およそ現実的でない揺れと定義される設計用限界地震 S2 が 450 ガルとされていた柏崎刈羽原発は、高々マグニチュード 6.8 の新潟県中越沖地震によって、解放基盤表面加速度 1699 ガルもの、

想定を遥かに超える激しい揺れに襲われた。これは、原発関係者にとっては衝撃的事件であったはずである。このとき、柏崎刈羽原発が過酷事故を免れたのは、全くの幸運であったというほかはなかった。経済産業大臣は、同年7月20日、各電力事業者に対し、新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性評価に適切に反映し、早期に評価を完了する旨の指示をしている。それでも、債務者は、敦賀原発について、旧耐震設計指針時代から特段の耐震補強をせずとも、安全であると言い張っているのである。

3 「安全余裕」とは何か

構造物の安全設計をするに当たっては、腐食の問題、劣化の問題、製品加工上の問題、材料の品質の問題、想定を超える地震の問題等、正確に計算しきれない様々な要素がある。これらの各要素が最悪の条件になる場合に備え、それでも事故が発生することを防ぐために安全率がとられる。安全率が高いということは、安全性が高いことを意味するのではなく、それだけ不確定要素が多いということを意味する。「安全余裕」とは、安全のための余分なもの、すなわち「贅肉」ではなく、構造設計をするに当たって「不確実な要素」を吸収するための「必要不可欠な安全代」なのである。(甲174)

したがって、債務者が安全余裕を吐き出したということは、債務者の原発は、不確定要素が悪条件になることが重なった場合には事故の発生が避けられない危険な構造物であることを意味する。

第2 「耐震設計上考慮すべき活断層」の定義について

平成24年10月23日、原子力規制委員会は、原発の耐震設計上考慮すべき活断層の定義を、「過去12～13万年間に活動したもの」から「過去40万年間に活動したもの」に拡大する方針を示した(甲175)。もともと、地震学においては、活断層は、最近の地質時代、すなわち新生代第四紀に繰り返し活動し、今後また活動する可能性がある断層のことをいい、新生代第四紀とは、約180万年前から現在に至るまでの時代をいうから、旧耐震設計審査指針時代の「過去5万年間に活動したもの」という定義は、極めて狭いものであった。それが、新耐震設計審査指針になって「後期更新世以降の活動が否定できないもの」と改められた(後期更新世は、約12～13万年前から現在までとされている。)が、なお狭いものであることは明らかであつ

た。今回の原子力規制委員会の方針によって、ようやく、耐震設計上の活断層の定義が、地震学の常識と近づくことになった。

原子力規制委員会の方針が正式に決定されれば、全国の原発は、改めて周辺の活断層調査をすることを迫られる。本件仮処分の対象原発も同様である。

第3 原子力規制委員会の放射性物質拡散シミュレーション結果について

平成24年10月24日、原子力規制委員会は、各原発ごとに放射性物質拡散シミュレーション結果を公表した。敦賀原発についてのシミュレーション結果が甲176号証である。

これによると、サイト出力に対応した放射性物質量を仮定した場合、1週間で実効線量が100ミリシーベルトに達する地点のうち最も遠いのは、南南東19.9kmとされている。

ところで、「1週間で実効線量100ミリシーベルト」を平均すると、1時間当たり、59.5マイクロシーベルトとなる。これは、大変な線量である。この10分の1、すなわち、1週間に10ミリシーベルト（1時間に59.5マイクロシーベルト）の地点でも、当然に避難対象である。そして、原子力規制委員会の資料には、1週間に10ミリシーベルトの地点の距離が示されている。それは約60kmである（グラフの「1.E-02」は、0.01シーベルト、すなわち、10ミリシーベルトを意味する。）。

これによると、敦賀原発で起こる最悪の事故を想定した時、同原発から60km離れた地点でも、1週間に10ミリシーベルトの被ばくをする恐れがあることを意味している。滋賀県及び琵琶湖の北半分は、この範囲にすっぽりと入る。滋賀県及び琵琶湖の全域が入る100kmの地点でも、1週間に3ミリシーベルトの被曝が予想されている。債権者らが債務者に対し、再稼動禁止、運転差止めを求め得ることは明らかである。

以上